

農業委員会議事日程

日 時：令和2年9月28日（月）

午後1時30分

場 所：千曲市役所（新庁舎）302中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
(農地中間管理事業)
10. 議案第31号 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
11. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
 - (4) 農地の和解仲介結果及び戸倉地区農地転用許可前の事前着工事案について
12. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 中山 秀一

農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
なお、先月同様、今定例会におきましても、農業委員 15 名の招集といたしました
がよろしくお願ひします。
ただ今から令和 2 年 9 月の総会を開催いたします。
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

中山次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第 3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本日
一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。
3 番瀧澤文武委員、4 番栗原正明委員の両委員をお願いいたします。

議 長

それでは、日程第 5、議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、
を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 26 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

9 番緑川委員

9 番緑川です。1 番案件について、過日、担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

場所は、戸倉区で国道 18 号線の今井信号より東側約 100mにある農地です。申請地において、太陽光発電施設を設置するものであります。周囲は、北側は宅地、東側は線路、南側は水路、西側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。周辺農地への影響も軽微であることから問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 27 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 7、議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番・2 番案件について、先日担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

まず、1 番案件ですが、場所は、鋳物師屋区で〇〇産業社員駐車場の西側にある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、北側は宅地、南側は市道と宅地、西側は譲渡人の畑、東側は畑ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

続きまして、2 番案件ですが、場所は、新田区で千曲線の新田伊勢社信号より西側約 200mにある農地です。長野市の不動産業者が 3 区画の宅地分譲地を整備するものであります。周囲は、東側・南側は道路、西側は宅地、北側は畑ですが、隣接耕作者の同意を得ております。隣接農地との境界には、既存のコンクリート塀が設置されており、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

14 番保木野委員

14 番保木野です。3 番案件について、27 日に担当推進委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

場所は、屋代区清水の新幹線五里ヶ峯トンネル出口より東側約 200m、長野県立歴史館より西側約 100mにある農地です。申請地において、造園業の資材置場を整備するものであります。周囲は、北側は水路、南側は道路、東側・西側は畑ですが、隣接耕作者 2 名の同意を得ており問題ないと判断いたしました。

5 番北澤委員

5 番北澤です。4 番・5 番案件について、23 日に担当委員 3 名で現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

まず、4 番案件ですが、場所は、桑原小坂区と東区の区境にあります介護老人保健施設より北西側約 50mにある農地です。申請地において、住宅を新築するものがあります。周囲は、東側は住宅、南側は道路、北側・西側は畑ですが、隣接耕作者の同意を得ております。隣接農地との境界には、L型擁壁を設置、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

続きまして、5 番案件ですが、場所は、国道 403 号線の佐野入口のバス停より 100 m程西側へ上がった先にある農地です。申請地において、住宅を新築するものがあります。周囲は、北側は道路、東側は貸付人の住宅、西側・南側は、貸付人の農地と申請者以外の隣接農地はありません。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

9 番緑川委員

9 番緑川です。6 番から 10 番案件について、24 日に担当委員で現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

まず、6 番案件ですが、場所は、戸倉区の戸倉東公園としなの鉄道の線路との中間に位置する場所にある農地です。申請地において、太陽光発電施設を設置するものがあります。周囲は、東側は水路、西側は道路、北側・南側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、パネル高 2.3mと周辺農地の日照等への影響も軽微であることから、問題ないと判断いたしました。

続きまして、7 番案件ですが、場所は、上徳間区で千曲線の上山田信号より南側約 100mにある農地です。市内の不動産業者が 2 区画の宅地分譲地を整備するものがあります。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続、隣接耕作者の同意を得ており問題ないと判断いたしました。

続きまして、8 番案件ですが、場所は、上徳間区で千曲線の内川南信号より南東側約 20mにある農地です。市内の不動産業者が 4 区画の宅地分譲地を整備するものがあります。周囲は、南側は道路、その他三方は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

9 番案件をとばし、先に 10 番案件について報告いたします。場所は、千本柳区で五加小学校より南側約 150mにある農地です。申請地において、住宅を新築するものがあります。周囲は、北側・東側は道路、南側は宅地、西側は畑ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

最後に 9 番案件ですが、場所は、千曲線の内川南信号より西側約 100mにある農地です。市内の製造業を営む事業者が資材置場を整備する申請であります。周囲は、南側は道路、北側は雑種地、東側・西側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。ただし、申請地の一部は、既に 10 台分の駐車場として使用されており、同事業者は平成 29 年度に別の農地についても、追認により許可を得た経過があります。顛末書が提出されていますが、今回 2 回目ということもあり、委員の皆さんに判断してもらうのが一番良いと考えます。以上であります。

議 長

緑川委員からの報告にありました、2回目の無断転用に対する対応等につきまして、事務局の考え方をお願いします。

中山次長

転用許可が見込める農地であり、顛末書等により悪質性がなく反省の姿勢がみられる場合、申請を受け付けています。9番案件は、用途地域内にある農地で転用許可が見込めることから、2回目ではありますがやむを得ないと考えます。

議 長

緑川委員からの報告及び事務局の考え方等に対し、質疑意見がありましたらお願いします。

(質疑意見なし)

議 長

よろしいでしょうか。先へ進めます。
委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第28号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第8、議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 29 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 9、議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 30 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 10、議案第 31 号 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中村局長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 31 号 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 31 号は、原案のとおり可決、決定されました。
以上で、議事はすべて終了いたしました。

議 長

続いて、日程第 11、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長

(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

中山次長

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

宮坂担当係長

(3)農地法第 5 条第 1 項ただし書き(許可不要)による転用行為について

中山次長・宮坂

(4)農地の和解仲介結果及び戸倉地区農地転用許可前の事前着工事案について

担当係長

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。

続いて、日程第 12、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

令和 2 年 9 月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後 3 時 00 分